

ご遺族の方へ

小山市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

小山市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手続きと、
一般的な市役所以外の手続きについて、
ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

小山市役所 0285-23-1111 (代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障がい福祉の手続きについて	p.9
3. 年金の手続きについて	p.9
4. 介護保険について	p.10
5. 葬祭費について	p.10
6. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.11
7. 税金・保険料の手続きについて	p.11~14
8. 市営住宅関係の手続きについて	p.15
9. 外国籍の方の死亡届出について	p.16
10. お問い合わせ窓口一覧	p.17
11. その他の主な手続きチェックリスト／ご遺族メモ	p.18~20

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.16
福祉害	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	75歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	児童手当や児童扶養手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
税金・保険料	市・県民税が課税されていましたが？	☐ はい ☐ いいえ	
	国民健康保険税が課税されていましたが？	☐ はい ☐ いいえ	p.12
	介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付されていましたが？	☐ はい ☐ いいえ	
	固定資産をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.13
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
住宅	市営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.15

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続	○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続 ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等	
税金		○所得税の 準確定申告

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告

小山市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈17ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。外国籍の方が日本国内で亡くなられた場合も同様に届出をしてください。

※外国籍の配偶者が亡くなられた日本人の配偶者の方は、戸籍に婚姻解消事項を記載する必要がありますので、本籍地または所在地に申出をしてください。

◇届出地

亡くなられた方の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場になります。

◇届出人

- ・同居の親族
 - ・その他の同居者
 - ・家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・同居の親族以外の親族
 - ・後见人・保佐人・補助人・任意後见人・任意後见人受任者
- (登記事項証明書、裁判所の謄本または公正証書の提出が必要です。)

◇火葬許可証

死亡届を受理した際に火葬許可証を交付します。交付を受ける(死亡届を出す)際は、事前に火葬の予約が必要です。

小山市・下野市・野木町の火葬場

小山聖苑 小山市大字外城717-1……………☎ 0285-22-1175

◇届出に必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの。※コピー不可)1通

◇小山市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課・各出張所(11ヶ所)

【平日延長窓口(火曜日・木曜日のみ)(17:15~19:00)】

市役所本庁舎1階市民課

【日曜窓口(第2・第4日曜日)(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課または小山城南出張所

【時間外(平日17:15~8:30) 土曜日・上記以外の日曜日・祝日・年末年始】

市役所本庁舎1階守衛室 24時間お預かりしております。

※時間外窓口で届出をお預かりした場合、原則、翌日の10時以降市民課窓口または守衛室において、火葬許可証をお渡しします。年末年始・大型連休中等は、変動する場合がございますので、詳しくはお電話にてご確認ください。また開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

・本籍地に届出をした場合→7日前後

・本籍地以外に届出をした場合→10日~14日前後

※発行できるようになるまでの日数は届出地や本籍地によって異なりますので、戸籍を請求する前に本籍地のある市区町村役所・役場にお問い合わせください。

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方が小山市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地および住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に世帯員が2人以上残っている場合は、世帯主変更の手続きが必要となる場合があります。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

◇マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証をお持ちの方

亡くなられた方のカードは自動的に廃止されます。処分する場合は、裁断したうえ廃棄してください。

◇受付時間および届出窓口

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課・各出張所(11ヶ所)

【日曜窓口(第2・第4日曜日) (8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課または小山城南出張所

※日曜窓口は都合により休止になる場合がございますので、ご来庁の際はホームページでご確認いただくか、お電話にてお問合せください。

問い合わせ先

住民票・世帯主変更届について

市民課 住民第二係……………☎ 0285-22-9405

戸籍の相談について(本籍地が小山市の方)

市民課 戸籍係……………☎ 0285-22-9404

マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて

市民課 住民第一係……………☎ 0285-22-9402

各出張所のお問合せ先

出張所名	所在地	電話番号
小山東出張所	犬塚3-1-3	0285-21-0171
小山城南出張所	東城南4-1-12	0285-31-3650
大谷出張所	横倉新田8-2	0285-28-0004
間々田出張所	間々田1960-1	0285-45-1335
生井出張所	生良1054-2	0285-45-4004
寒川出張所	中里869-1	0285-38-1002
豊田出張所	松沼467	0285-37-1002
中出張所	下河原田864	0285-38-0002
穂積出張所	萩島61	0285-38-2004
桑出張所	羽川858-1	0285-22-4545
絹出張所	福良1119-1	0285-49-0027

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、相続終了後に手帳の返還手続きを行っていただく必要があります。

なお、亡くなられた方が医療費助成や、障がい者関係の手当を受給されていた場合は、所定のお手続きが必要となることがありますので、下記までお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

福祉総務課

障がい福祉係…☎ 0285-22-9624 (身体手帳・医療費助成・手当)

障がい支援係…☎ 0285-22-9629 (療育手帳・精神手帳)

3. 年金の手続きについて

亡くなられた方が受給または加入していた年金の種類によって、手続きの内容、手続き先が異なります。多くの方が最終的に年金事務所での手続きとなりますが、その場合でも戸籍謄本など、市役所で事前に取得する書類があります。手続きの詳細については、亡くなった方の年金証書や年金手帳をご用意のうえ、下記問合せ先にご確認ください。

亡くなられた方の年金状況	お問合せ先
厚生年金の受給者もしくは加入者	・栃木年金事務所 お客様相談室 ☎ 0282-22-4131
国民年金の受給者もしくは加入者	・小山市役所 国保年金課 国民年金係 ☎ 0285-22-9416
共済年金の受給者もしくは加入者	各共済組合

※年金を受給していなかった方でも、納付記録やご遺族との生計同一関係など、一定の条件を満たすと年金給付が発生する場合があります。お問合せください。

4. 介護保険について

介護保険の被保険者証等の交付を受けている方が亡くなられた時は介護保険被保険者証等をご返却ください。(返却先高齢生きがい課もしくはお近くの出張所となります。)

亡くなられた方が高額介護(介護予防)サービス費等の支給を受けられていた場合は、振込口座の変更が必要となりますので、高齢生きがい課までご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

高齢生きがい課 高齢支援係……………☎ 0285-22-9541

5. 葬祭費について

「小山市の国民健康保険に加入されている方」及び「栃木県後期高齢者医療制度に加入され、小山市から保険証が発行されている方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費として50,000円が支給されます。

◆申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
2. 葬祭主と亡くなられた方のお名前、葬祭日が分かるもの(会葬礼状、葬儀の領収書等)
3. 申請者(葬祭主)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。2年経過すると時効により請求権が消滅します。

ご不明な点は、下記までお問合せください

国保年金課

国民健康保険係……………☎ 0285-22-9414

後期高齢者医療係……………☎ 0285-22-9413

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

◇児童手当と児童扶養手当について

亡くなられた方が児童手当や児童扶養手当を受給していた場合や、新たに手当を受ける場合は、資格要件を満たしている児童の新しい養育者(父・母・祖父母等)が手当の申請をしてください。併せて手当の未払い分が残っている場合は、手続きが必要です。

◇遺児手当について

父母の一方、又は両方が亡くなられた児童について、資格要件を満たしている養育者(父・母・祖父母等)が、遺児手当の申請をしてください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

こども政策課 こども給付係……………☎ 0285-22-9634

7. 税金・保険料の手続きについて

◇市民税・県民税

市民税・県民税は、その年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度の市民税・県民税は相続人に納付していただくことになります。なお、相続人になる方(相続人が複数いる場合は代表者の方)は、市民税課に納税承継人申告書を提出してください。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。詳しくは栃木税務署にお問い合わせください。

市民税・県民税についてのお問合せ

市民税課 市民税係……………☎ 0285-22-9422

所得税・相続税についてのお問合せ

栃木税務署……………☎ 0282-22-0885(自動音声)

◇国民健康保険税

年度途中で亡くなられた方の保険税は、月割りで減額計算されます。世帯主が亡くなられた場合は、新しく世帯主になられた方が納税義務者となるため、新世帯主あてに以後の保険税の納税通知書を送付いたします。旧世帯主課税分は、月割りで減額計算を行い、あわせて変更通知を送付いたします。口座振替は、世帯主ごとに登録が必要になりますので、世帯主が変更になった場合は、新世帯主の方に口座振替の登録をいただかない限り、口座振替となりませんので、ご注意ください。なお、相続人になる方(相続人が数名いる場合は代表者の方)は、市民税課に納税承継人申告書を提出してください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

市民税課 市税管理係……………☎ 0285-22-9426

◇介護保険料・後期高齢者医療保険料

年度途中で亡くなられた方の保険料は、月割りで減額計算されます。再計算の結果、納付済保険料に対して過不足が生じた場合は、納税承継人または相続人の方に納付していただくか、または還付となります。なお、相続人になる方(相続人が数名いる場合は代表者の方)は、市民税課に納税承継人申告書を提出してください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

市民税課 市税管理係……………☎ 0285-22-9426

◇固定資産税

固定資産(土地・家屋)の相続登記手続きについては、法務局にご相談ください。亡くなられた年の12月31日までに相続登記が完了していない場合は、亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受け取る相続人代表者を指定していただく必要がありますので、資産税課にご確認ください。また、未登記家屋の名義変更の手続きにつきましても、資産税課にご確認ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

資産税課 土地係……………☎ 0285-22-9436

資産税課 家屋係……………☎ 0285-22-9434

宇都宮地方法務局小山出張所……………☎ 0285-22-0361

◇軽自動車税

亡くなられた方名義の原動機付自転車・軽自動車等は、名義変更等の手続きが必要となります。車種により手続き場所が異なります。詳細は資産税課までお問い合わせください。

125cc以下の原付・農耕車・ミニカー等についてのお問合せ

資産税課 土地係……………☎ 0285-22-9436

125ccを超えるオートバイ等についてのお問合せ

佐野自動車検査登録事務所……………☎ 050-5540-2020

軽四輪車等についてのお問合せ

軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所…☎ 050-3816-3108

◇市税等の口座振替等

市税等の納付に口座振替を利用されている方(口座名義人)が亡くなられた際には、その方の金融機関の口座が凍結され納付できなくなることがあります。それに伴い、納付書での納付をお願いする場合がございます。また、過誤納が発生した際は、還付の通知が後日発送されることがございますので、お手元に届きましたら、お手続きをとっていただきますようお願いいたします。なお、必要に応じて、口座振替依頼書を提出いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください

納税課 納税管理係……………☎ 0285-22-9442

8. 市営住宅関係の手続きについて

◇市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築課または指定管理者ハートフルへお問い合わせください。

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

…名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

…住宅を明渡す手続き

(3) 入居名義人以外の方が亡くなった場合

…異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問合せください

小山市営住宅指定管理者

一般社団法人ハートフル……………☎ 0285-32-6418

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局に直接お持ちいただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先

〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2-1-11
東京出入国在留管理局 宇都宮出張所……☎ 028-600-7750

郵送による場合の返納先

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍の方は、亡くなって14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください

外国人在留総合インフォメーションセンター……☎ 0570-013904
東京出入国在留管理局……………☎ 0570-034259

10. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

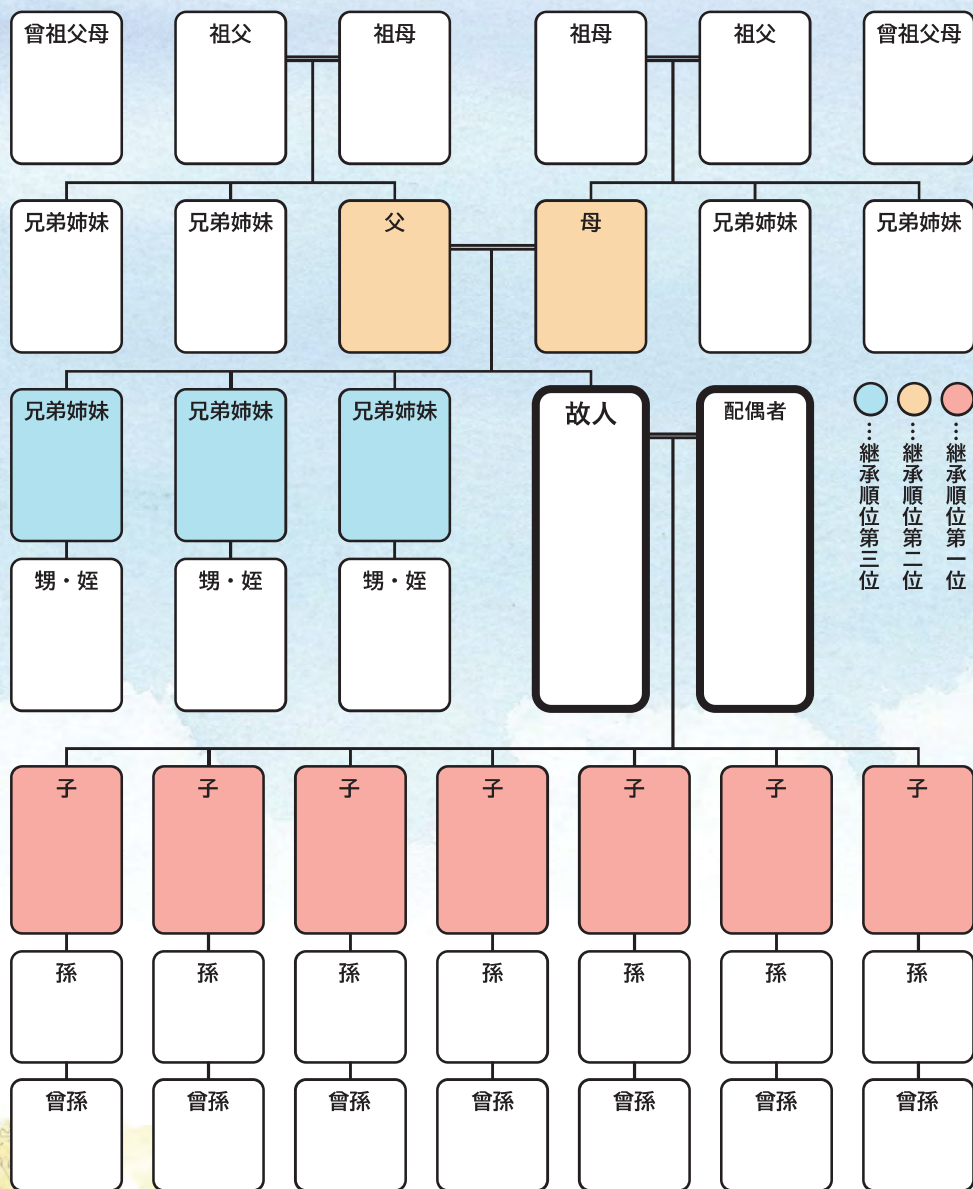
	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	市民課	市役所本庁舎1階
p.9	障害福祉の手続きについて	福祉総務課	市役所本庁舎2階
p.9	年金の手続きについて	国民年金の受給者・加入者 国保年金課 市役所本庁舎1階	
		厚生年金の受給者・加入者 栃木年金事務所 ☎ 0282-22-4131	
		共済年金の受給者・加入者 各共済組合	
p.10	介護保険について	高齢生きがい課	市役所本庁舎3階
p.10	葬祭費について	国保年金課	市役所本庁舎1階
p.11	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て家庭支援課	市役所本庁舎3階
p.11	市民税・県民税について	市民税課	市役所本庁舎2階
p.11	所得税、相続税について	栃木税務署	☎ 0282-22-0885
p.13	固定資産税について	資産税課	市役所本庁舎2階
p.13	軽自動車税について	原付(125cc以下)・農耕車・ミニカー等の場合 資産税課 市役所本庁舎2階	
		125ccを超えるオートバイ等の場合 佐野自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2020	
		軽四輪車等の場合 軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所 ☎ 050-3816-3108	
p.15	市営住宅関係の手続きについて	建築課	市役所本庁舎4階
p.16	外国籍の方が亡くなられたときの 在留カード又は特別永住者 証明書(外国人登録証明書)の 返納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局 宇都宮出張所	〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2-1-11
		〈郵送先〉 東京出入国在留管理局 おだいば分室	〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11
p.16	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	外国人在留総合 インフォメーションセンター	☎ 0570-013904
		東京出入国在留管理局	☎ 0570-034259

11. その他の主な手続きチェックリスト / ご遺族メモ

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	水道料金等の 名義変更・解約		上下水道 お客さまセンター ☎ 0285-23-0368	
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

MEMO



まちの葬儀屋さん

おくりや®

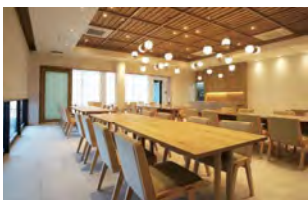
OYAMA

一日一組
限定

これからの時代に合った新しい
ご葬儀の形をご提案いたします



受付・エントランス



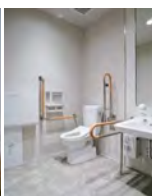
ご会食＆茶やスペース



ご家族様控え室



授乳室



多機能トイレ



シャワー室



給湯スペース



ご家族様休憩室



ー 24時間・安置施設 ー

おとぎかん

24時間出入り可能な安置施設OPEN

様々なご事情で
故人様をご自宅に
お連れすることが
難しい場合でも、
安心してご利用
いただけます。



公営斎場

小山聖苑
きぬ聖苑

ご葬儀も
承ります

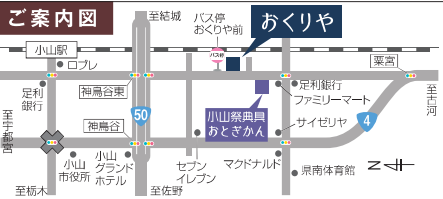


ご しゅ いん
おくりやの
会員制度 御 守 員®

会員証提示で様々な特典が受けられます。

当日入会 事前入会
10,000円 特別価格 3,000円

※1回限りのお支払いとなります。



- 小山駅西口出口 タクシー約10分
- おーバス間々田線・市民病院線・渡良瀬ライン「神鳥谷二丁目おくりや前」

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885

シニアライフサポート

ライフステージに合わせて、安心の毎日をご過ごすためのお手伝い。
ご葬儀後の心配事もお気軽にご相談下さい。

元気なシニア

介護が必要な時期

ご臨終・ご葬儀

ご葬儀後

- お困り事のご相談
- お家のお片付け
- みまもりサービスのご相談

- 施設入居時の身元保証
- 不用品の整理・生前整理
- 終活のご相談

- ご葬儀のご相談
- 寺院のお手配
- 火葬の手続き代行

- ご法要のお手伝い
- 永代供養・墓じまいのご相談
- 遺品整理・相続などのお手伝い

ご葬儀後の様々なアフターサポート



遺品供養
人形供養

お位牌供養
ご遺影供養

仏壇供養
神棚供養

生前整理
遺品整理



墓じまいの相談/お墓の修繕相談

お墓の改葬、永代供養のご相談、跡継ぎがない、管理が大変など



ひとり暮らしの見守りサポート

安否確認・配食サービス



その後の窓口

☑ご葬儀後のお困りごとチェックリスト

家のお片付け

家族では手に負えない遺品整理

- ☐ 仏壇や人形を供養したい
- ☐ 大量のゴミと不用品がある
- ☐ 買取可能が調べて欲しい



空き家の管理・活用

資産価値向上や防犯対策

- ☐ 施設入居や長期入院で不在
- ☐ 相続した実家の有効活用
- ☐ 空き家の解体や売却相談



相続相談・手続き代行

専門家による診断や事前相談

- ☐ 相続税の申告について
- ☐ 期限や手続きの方法
- ☐ 節税対策を知りたい



特殊清掃

住める状態へハウスクリーニング

- ☐ 孤独死の親戚宅を清掃して欲しい
- ☐ 管理会社から対処を求められている
- ☐ 汚れがひどくいくらかかっても不安

身元保証・くらし支援

ご家族が前に進むために

- ☐ 独り暮らしの老後の不安
- ☐ 万一の時の身辺整理
- ☐ 施設入居時の身元保証



お墓の困り事

墓石クリーニングや墓じまい

- ☐ 永代供養について知りたい
- ☐ お墓を守る跡継ぎがない
- ☐ 遠方で墓参りに行けない



その後の代行サービス

ご葬儀の後の名義変更や解約の手続きを代行致します。

- 1 行政機関発行の資格証明書等の返納手続き
- 2 ライフラインの解約・精算手続き
- 3 アパート等契約の解約・住居引き渡し管理
- 4 入院費・施設利用料の退去手続き
- 5 住民税や固定資産税の納税手続き
- 6 年金請求書提出代行手続き
- 7 霊園使用申請・永代供養申請代行手続き
- 8 後期高齢者医療制度の葬祭費申請代行手続き



まちの葬儀屋さん
おくりや

OYAMA

有限会社 小山祭典具

小山市神鳥谷2-32-12
TEL.0285-25-1141

相談・お見積り無料

年中無休

—小山で創業60余年— 栃木県小山市神鳥谷3-9-21

会員お申込みや
葬儀の
お問い合わせは
コチラ



FREE

0800-800-5999

通話無料

電話は携帯電話からも無料でつながります。

公式サイト
QRコードから
チェック!



おくりや 検索

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

業者の
対応スピードを
知りたい

料金の
仕組みを
知りたい

業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による
簡易見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人
ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実
績のある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運 営 会 社

株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521

主な事業内容

(1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885



篠塚行政書士事務所

相続手続き サポートセンター

「**相続登記**が**義務化**されたとも聞けれど、
相続って何から始めればいいのだろう」

「平日は仕事が忙しく、役所や銀行へ行く時間がない」

「すべての相続手続きを、まるごとお願いしたい」

当事務所にまずはお任せください！
相続などに関する様々なお悩みに
ワンストップで対応致します。



相続手続きのアドバイザーとして、
地域密着型で活動しております。

まずはお気軽にお電話ください。
(メール、LINEでもお受けしております)

相続全般における豊富な経験とノウハウで、心を込めてサポートいたします。
お問い合わせの際は「おくやみハンドブックを見た」と仰って頂ければスムーズに対応いたします。



しんぱい むように

0120-481-642

LINEQR



info@13souzoku.jp



@13souzoku



https://13souzoku.jp/

WEBQR



住所：小山市花垣町1-13-2

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885

発行 小山市市民生活部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年5月作成

